

インボイス制度に関するお知らせ

1. インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等（資料1）

インボイス制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項等を取りまとめております。

また、本件に関連するリーフレットを作成し、国税庁ホームページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

〈ご留意いただきたい事項〉



〈リーフレット〉



2. 中小企業等に向けた支援措置（資料2、資料3、資料4）

事業者支援策全体の概要（資料2）、各種相談体制・支援策の概要（資料3）、令和5年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要（資料4）を取りまとめております。

なお、インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧や、インボイスコールセンターについては、国税庁ホームページをご覧ください。

〈相談窓口一覧〉



〈インボイスコールセンター〉



おつて、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金の詳細については、補助金事務局ホームページをご確認ください。

〈IT導入補助金〉



〈小規模事業者持続化補助金〉
全国商工会連合会



〈小規模事業者持続化補助金〉
商工会議所地区



3. 公正取引委員会の取組（資料5）

インボイス制度の実施に向けて、免税事業者と取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、事業者の法令遵守をお願いしてきております。

制度の実施に関連して独占禁止法等の違反につながるおそれのある事例をご案内し

ております。会員事業者やその取引先に引き続き関係法令が遵守されるよう、周知をお願いいたします。

なお、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aやインボイス制度の実施に関連した注意事例については、公正取引委員会のホームページをご確認ください。

〈インボイス制度関連コーナー〉



4. 事業者の方へ個別相談及び説明会実施

税務署では、登録の可否をご検討している事業者の方々を対象に、事業者の実態を踏まえた個別相談や各種補助金の支援策の情報等についてもご案内する「登録可否相談会」を開催しております。

さらに、引き続きご希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に国税職員を講師として派遣させていただきます。

貴団体におかれましても、会員の皆様にこうした相談会をご案内いただくとともに、講師派遣についてもご検討いただけますと幸いです。

〈インボイス制度説明会〉



5. 登録申請書等の様式改訂について

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録等に係る以下①～③の様式が④～⑥の様式に改訂されますので、御留意ください。

なお、旧様式については令和5年9月30日までの間に提出する様式となりますので、令和5年10月1日以降は、e-Taxでは受け付けることができません。

また、書面にて旧様式を御提出された場合、内容の確認のために御連絡することもありますので、新様式での御提出をお願いします。

【令和5年9月30日まで使用できるもの】

- ① 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第1-(1)号様式）
- ② 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第1-(2)号様式）
- ③ 適格請求書発行事業業者登録簿の登載事項変更届出書（第2-(1)号様式）

【令和5年10月1日以降使用するもの】

- ④ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第1-(3)号様式）
- ⑤ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第1-(4)号様式）
- ⑥ 適格請求書発行事業業者登録簿の登載事項変更届出書（第2-(2)号様式）

おって、以下⑦～⑩の様式については、令和5年10月1日から提出が可能となります。

- ⑦ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第3号様式）
- ⑧ 適格請求書発行事業者の死亡届出書（第4号様式）
- ⑨ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書（第6号様式）
- ⑩ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書（第8号様式）

〈適格請求書発行事業者の申請手続〉

〈消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）〉

